

Title	露国及極東露領の関税政策（下）
Sub Title	
Author	堀切, 善兵衛
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1916
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.10, No.11 (1916. 11) ,p.1514(36)- 1540(62)
JaLC DOI	10.14991/001.19161101-0036
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19161101-0036

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

露國及極東露領關稅政策(下)

堀 切 善 兵 衛

十 一八九四年の獨露條約

獨露兩國が激烈なる關稅戰爭を繼續し其結果相互に損失する所少なからざりしより、一八九四年に至り新たに通商航海條約を締結し互に特殊輸入貨物の稅率を輕減して一先づ關稅戰爭を打切りたりしこと前述せる所の如し。今本條約の內容に付其大要を摘記すれば(一)本條約的有效期限を十箇年となし、一方より廢棄の通知を爲したる後一箇年を経て無効に歸す可きこと、(二)相互に最惠國待遇を保證したこと、(三)道路、運河、鐵道等の利用に關し内外人の差別なく同一の稅金、手數料通行稅等を徵收す可きこと、(四)政府の專賣若くは人蓄の健康、公安の維持等を目的としたる場合の外輸入及び輸出禁止を設けざること、等の規定の外に獨逸は露國

に對し總て廿七種目に渡りて減稅を爲せり。然れども其多くは既に獨逸が塊地利其他の諸國に對し讓與したりしものに外ならざりしかば本條約の結果獨逸が新たに失ひし所とては殆んど之なかりしなり。而して獨逸が穀物、大麻、亞麻其他農產及林產物の外に工業品の多數をも減稅したるは寧ろ意外に感せらるゝ所にして例へば鐵製品、裝飾品、紡績類、紙製品、陶器、木製機械類等之なりき。然も當時露國が是等物品の海外輸出は殆んど云ふに足らざる所なりしが故其輸入稅の輕減は當時の露國に取りて殆んど無價值に等しかりしと云ふを妨げず、唯露人の樂天的にして殊に敢爲の氣風に富める其大藏大臣に由りて指導せられし露國は他年一日是等工業品の海外輸出も亦敢て不可能ならずと信じたるを見る可きなり。

右に對し露國は綿花、石炭及鐵に對し海陸の關稅率を異らしめざること、及び本條約の存續期間は一般に差別的關稅を設けざることを約定し、且つ一八九一年の有稅品中より二十種目を限りて其稅率を協定し別に五十三種に渡り一部稅率を輕減したり、此結果鐵、鋼鐵、銅、亞鉛、錫、鉛、葉鐵等は一割五分乃至二割五分の減稅となり、其他電線、度量器、農具及機械等も亦或程度まで減稅せられたるも機械類の減稅

は獨逸の最も希望したる所なりしに拘らず實際に其贏ち得たる所は少なく、化學製品、染料、紡織類等は極めて輕微の減稅に止まり、綿花及絹に對しては露國は稅率を協定するを肯せざりき。

之を要するに本條約の結果露國は獨逸より兼て要望したりし最惠國待遇を得するを得、獨逸は露國をして重要輸出品の稅率に付協定せしむることに於て成功したりと云ふを得可き也。

而して本通商條約の結果は兩國に取りて利益なりしこと今更ら言を俟たざる所にして相互の其輸出入が爾來大に増加するに至りしは明白なる事實なれども然も貿易上に現はれたる事實以外に尙ほ其利益の伴ひたるは觀過す可らざる所にして先づ露國の國民經濟上より斷するに其農業產物及原料品の販路の擴張を期するは絕對に必要なりしは云ふまでもなく、獨逸に在りては其半製品及精製品の海外輸出に付最も注意を厚ふするの必要ありしのみならず其航海業の獎勵及資本の海外投資に關しても亦多大の利害を感じたりしより九四年の條約の結果通商上内外人の差別的取扱を廢止せしむるを得たるは大なる成功と云はざるを得ず。

而して獨露兩國の經濟的關係を考察せんに獨逸は其製造工業の原料品に關し露國に依頼せざる可らざる點少なからず即ち木材、特種礦石、大麻の如き常に露國の供給を仰ぐの必要あり、縱令露國以外の諸國より之を輸入するの望なきに非らずと雖も然も之を露國より輸入するが如く廉價にては到底其目的を達する能はざる事情あり、之に反して露國は其輸入品に付特に獨逸に依頼せざる可らざるもの殆んど少なく、多くは英佛換蘭の諸國よりも等しく其供給を仰ぎ得る有様なりしを以て貿易政策上露國に強味ありしは疑なしと雖も然も國民經濟の權衡上より之を觀察する場合には却て獨逸に取りて有利なる點なきに非らざりき、蓋し露國は獨逸よりの輸入品に對して其代價を支拂はざる可らざる尙ほ其上に在外國債、社債等の形に於て少なからざる正貨を獨逸に送附せざる可らざるのみならず船舶運賃、保險料、技師、教師の俸給等として正貨の流出するもの毎年巨額に達するの常なりしを以てなり、而して一八九〇年以來獨逸の對露貿易輸入超過額は毎年二億麻克より四億五六千萬麻克に達したるの事實は一面に於て獨逸工業の原料

品及び一般國民の生活資料に付露國に負ふ所頗る大なりしを證明すると同時に、他面に於ては獨逸の資本が滔々として露國に流入し、或は政府公債の形式に於て或は民間企業の社債等の形式に於て獨逸の經濟的勢力が侵入しつゝありし事實を語るものに外ならざりしなり、況んやウヰックテの如く保護政策の實行は外資の輸入と兩々相俟つて初めて其效果を擧げ得可しとの見解に原き盛に外資の輸入と外國企業家の國內に來りて事業を興すを獎勵したるに於てをや。伊太利の經濟學者Fontana Russoは其著 *Grundzüge der Handelspolitik* 中に於て亦此點に論及せるものあり、即ち一國が保護政策を採用したる場合に於て外國企業者が自ら資本を携へて當該國に入り込み来るの實例を擧げて左の如く論決したり。

Als sich Italien dem Schuzzollsystem hingab, zwang es die fremdländischen Fabriken, welche für italienische Kundschaft arbeiten, sich diesseits der Alpen anzusiedeln. Es kamen noch andere Unternehmer hinzu, welche sich hier den am stärksten geschützten Industrien widmen wollten. Die gleiche Erscheinung ist in Russland zu beobachten gewesen, namentlich in Russisch-Polen. Als dieses Reich durch seinen Minister Witte die industrielle Betätigung dadurch anspornte, dass es ihr sehr hohe Gewinne in sicher Aussicht stellte, da kamen viele deutsche Unternehmer in russische Land und widmeten sich hier der Herstellung der meistgeschützten Waren. (Fontana Russo; *Grundzüge der Handelspolitik*.

S. 47-48)

要するに一八九四年の獨露通商條約の結果は露國に於て從來の高關稅制度を著しく輕減したるに非らず、然れども最も廣き意味に於て獨逸品に對し最惠國待遇を與へたる結果獨逸の對露輸出は頗る増加し九四年より一九〇三年に至る十年間に約二倍に達するを得たり、同時に獨逸に在りても露國品の輸入に對し同一待遇を保證するに至りたる結果露國の對獨輸出も亦大に増加したるは云ふ迄もなき所にして之が爲め露國は其對外債務、殊に其對獨債務を正貨を以て決済するを要せず其輸出超過を以て優に之を決済し得るに至りたるは之れ亦露國に取りて非常の利益なりしと云はざるを得ず、殊に政府當局者に取りても將た一般生産業者に取りても國際競爭場裡に立ちて外國と產業上に輸贏を爭ふに當りて常に關稅の增徵にのみ依頼せんとするの不可なるを覺らしめ或程度までの保護は依然必要なりとするも然も生産技術の改良、内部の刷新は又最も肝要なるを覺知せしめたる一段に至りては何物よりも大なる教訓なりしと云はざるを得ざるなり。

十一廿世紀に於ける關稅變遷

九四年の獨露通商條約の締結後露國は更らに奥匈帝國、セルビア、葡萄牙、デムマーク、白耳義ブルガリア、等とも新たに通商條約を締結したり、然れども其大綱に於ては九四年の獨露條約を基礎となし、唯微細の點に於て特殊の變更を加へたるに過ぎず、又是等の諸國と互に最惠國條款を交換したるや云ふまでもなし、而して對獨關係に於ては獨逸は九四年の條約の規定に基き、獸疫防止の目的を以て家畜の輸入を制限したりしかば、露國も亦之に對して復讐的に其稅率を加重せんと欲したりしが九七年兩國委員の會合を柏林に開き、其結果圓滿なる解決を告げて爾來九四年の條約施行に關し何等の故障を來すことなかりしなり、彼の一八九五年に綿花の關稅を引上げたる將た九九年に於ける茶の輸入稅の增徵の如きは元と之れ協定稅率中に規定せられざる所なりしを以て外部に對し何等の苦情を惹起せざりしは言を俟たざる所なり。

然るに廿世紀に移るや露國は其勞頭より再び多數稅率の引上げを實行したり。即ち露國は此當時より益々西比利鐵道の建設を促進し東方經營に銳意したりし

より從て國庫歲出も亦少なからざる額を要したりしかば、財政上より國庫の收入を増加するの必要を生じ、協定稅率に屬せざる各種の輸入貨物に對し五割、三割、二割及一割と夫れ夫れ增稅する事としたり、之を稱して一九〇〇年のChinazoileと云ふは對清關稅の輸入稅を增徵したるが爲めなりと云はんよりは、寧ろ極東經營の爲めに國庫收入を必要となし之に應せんが爲めの增稅に外ならざりしを以てなり。即ち五割の增率を見たるものは煙草其他の食料品、車輛、膠等にして三割の増率を見たるものゝ中には蠟靴、屋根板等あり。二割の增稅は脂肪、陶器、揮發油、松脂、テレビン油、刀劍類、馬車、麻布、衣類裝飾品等の上に、一割の增稅は木製品、石綿、石膏、ガラス特種化學製品、染料、鐵條、銅器、紙製品等の上に附加せられ、更らにセルロイド、綿糸に一割六步、爾、原料綿、綿花は特に重稅を附加せらるゝこと、なれり。

但し是等の增稅と共に一方に於て國民經濟の利益を參照して多少の減稅を試みたるもの亦無きに非らず、例へば西比利に於ける金礦其他の礦業を獎勵せんが爲めに機械類に對し減稅せるのみならず、礦石精鍊の爲めに必要な特殊物品の輸入稅率を輕減したるが如し、又國內農業の利益を計りて各種肥料類、特に化學肥

料の輸入稅を全廢し農業用機械船舶等の稅率も亦輕減せられ、國內に產出せられる博物館及び物産陳列場用の諸機械農產物輸出に必要なる包裝物桶樽等亦皆無稅としたり。

之と同時に航海業を獎勵せんが爲め船舶用網繩鐵鎖の輸入稅を廢止し特に外國航路獎勵の目的を以て浚渫機碎冰機浮ドック等の輸入に便宜を與へ且つ一般船舶の輸入稅率を輕減し殊に鐵船の輸入に關しては五箇年間を限り特別低稅を設定して以て其輸入を獎勵したりしかば爾來數年の間に露國の船舶噸數は俄然增加したりしを見る。

獨り之のみならず露國は特殊輸出品に對し獎勵金を交附して其海外輸出を獎勵するに務めたりき、即ち彼の砂糖輸出獎勵金の如きは今茲に絮説するまでもなき所なるのみならず、亞細亞諸國に對し原料品及機械に對する戻稅の形式に依りて紡績系類に對し輸出獎勵金を交附することなし、且つ穀類大麻亞麻等の輸出を盛ならしめんが爲めには先づ以て是等物品の品質を改良するの必要ありと認め、農民及貿易商等に對して政府は各種の誘掖指導の途を講じたる點少なしこな

さす。

然るに一九〇一年に至り北米合衆國はチングレー關稅法に基き露國政府の交附する砂糖輸出獎勵金に對し相較的稅率を加重したりしかば一時露米の間に紛議の種たるに至りたり、蓋し之れより先き歐洲大陸諸國に在りては盛に國內の甜菜糖業を獎勵し其輸出に對して多額の補助金を交附したりしかば米英兩國の如き從來其熱帶殖民地より甘蔗原料糖を輸入して之を精製したりし諸國は少なからざる打擊を蒙り其製糖業者は殆んど破産に頻するに至り、大陸諸國の輸出獎勵金制度に對して常に抗議する所ありしも其顧る所とならざりしかば合衆國は遂に率先して其關稅法中に諸外國に於て砂糖輸出獎勵の爲め下附したると同一金額の稅金を其一般稅率に加重し得るの規定を設け一九〇一年二月以來之を露國に對して適用するに至りしなり。

露國は之を以て不當に自國の利益が侵害せらるゝものと見做し復讐的に米國產の鐵、鐵製品、各種道具、機械の輸入稅を二割乃至三割方引き上げ、次で同年六月至り車輛、瀝青、コロホニアム等に對し同一率に加重したり爾來合衆國との間に意

思の沮隔を來し引きては政治上にも互に頗る面白からざる感情を湧起するに至りしが一九〇五年九月露國は米國品に對する此差別的關稅を撤廢したり、而してこは日露戰爭終結に際し合衆國が露國の爲めに厚意を示したる政治的行動に酬ゆるが爲めなりしと稱せらる。吾人は當時米國の當局者が特に露國の爲めに厚意を表したりとは信ずるものに非らず、然れども露國が連戰連敗を繰返したるに拘らず一哥の償金を支拂ふことなくしてボーッマウスの平和條約を締結するを得たりしは兎に角に露國大使ウキツテの大成功として世間に傳へられし所なるに由て之を見れば露國が其平和條約に満足したりしは疑なく、米國の此厚意に酬いんが爲め差別的關稅を撤廢するに至りしは敢て想像するに難からざる所なれども然も他の一面に於て露國は一九〇四年の獨露追加條約に於て左の如く言明し、グラッセルス砂糖會議の決議を是認したる程なれば米國の相殺的關稅附加に對しても亦多く悪感を懷かざるに至りしものと想像するを得可れなり。

Die Kaiserlich Russische Regierung erkennt der Kaiserlich Deutschen Regierung das Recht zu,

den aus Russland nach Deutschland eingeführten Zucker mit einem Zuschlagszoll zu belegen, jedoch

unter folgenden Bedingungen:

- a) Dass dieser Zuschlagszoll nur auf den zum inneren Verbrauch in Deutschland bestimmter Zucker Anwendung findet und den von der ständigen Brüsseler Kommission festgesetzten Betrag nicht überschreitet;
 - b) Dass er nur erhoben wird, solange die Brüsseler Übereinkunft in Kraft bleibt und Deutschland daran teilnimmt;
 - c) Dass die Kaiserlich Deutsche Regierung von ihrem Rechte, die Einfuhr russischen Zuckers zu verbieten, keinen Gebrauch macht und keinerlei einschränkende Massregel trifft hinsichtlich der Einfuhr des zur Wiederausfuhr bestimmten russischen Zuckers und aller Massnahmen, denen in letzterem Falle der Zucker unterworfen werden könnte;
 - d) Dass eine Revision des Satzes des Zuschlagszolls vorgesehen wird, wenn die Umstände sie notwendig machen sollten. (Deutsches Handels-archiv: 1905. S. 221)
- 斯くて米露國の關稅紛議は目出度其落着を得たり、元來此兩國は領土の廣大にして殆んど有らゆる產物を自國內にて供給するに差支なき有様なれば從て其貿易額の如きも少なく殊に露國の對米輸出は僅少なりしを以て米露間の關稅紛議は露國に取りて比較的輕視せられたる傾なれに非らず、然も東隣獨逸に關しては特に多大の利害關係を有するが故、又共に保護政策の實施に急なるが爲

め關稅問題に關する紛議は常に露獨兩國人の頭を脳さるを得ざるものあり、而して一九〇四年に至り成立したる獨露通商附加條約は頗る重要な意義を有したりしこと明白なりき。

是より先き獨露兩國に於ては互に稅率を引き上げて再び一八九四年の獨露通商條約締結前の形勢に逆轉せんとする傾向を呈したりき、即ち獨逸は一九〇二年十二月を以て其穀物關稅を引き上げて之れを最低稅率と爲し、其以上の減率を許さる事を表示し、露國は翌三年一月を以て工業品の多數に對し增稅したるのみならず金屬類の海陸經由稅率に差等を設けて曩日の差別的取扱ひを再演して獨逸の增稅に酬ひたり、其結果兩國共に貿易上に損失を來したる所少なからず、就中獨逸は其製造工業の重要輸出先きたる露國市場より壓迫せらるゝは最も苦痛とせる所なりしが恰も善し、極東問題の風雲急なるを告ぐるものあり、爲めに露國は永く獨逸の反感を招き置くは政治上に不利益なりと認めて其結果一九〇四年七月を以て追加條約を締結し續で翌五年三月再び之に追加修正を加へて翌六年より之を實行することなし、一九一七年十二月まで其有效期限と定めた

り。

本條約の結果は極めて重要なりしは云ふまでもなき所にして右に依り露國は其輸入品の八十八種目を協定稅率に移し其中或物は一八九四年の條約に依りては單に一部分のみ協定に屬したりしに今回は全部協定に移したるが故内容に至りては遙かに前年の通商條約の規定よりも擴張せられたりしを見る、蓋し獨逸は前年の支那關稅に依り露國は出來得る限り國定稅率の範圍内に於て增稅を試みたりしが故豫め同一運命に陥らんことを慮り協定の範圍を明快ならしめ、且つ之を廣義に解釋し置くの利益を感じたりしなり。

之に對し獨逸の讓歩は敢て多しと云ふ可らず、殊に其協定の範圍は一八九四年の夫よりも減少し工業品の如き總て之を國定稅率に移したりき。

露國に在りては一九〇三年の關稅改正は元と獨逸に對する抗爭手段として引き上げたるものなりしが爲め新稅率は之と比較せば其輕減を見たるは云ふまでもなく、陸海經由の如何に依りて差別的關稅を設置することも廢止したり、然れども之を一八九一年乃至九四年の關稅率に比較すれば全體に於て敢て輕減なりと

云ふを得ず、殊に從來國定稅率に屬したりしものにして新たに協定稅率を賦課するに至りしものは一般に稅率を高められたる傾向あり、唯皮革類、陶磁器、ガラス、染料、木材、美術品等は從來の稅率を維持し、魚類、家具、彫刻物、衣類等は減稅せられ、反之して特種化學製品、針、車輛、加工綿花等は却て國定稅率よりも増加せられ、既に一八九四年の協定に由りて束縛せられたりし物品中化學製品は一般に增率せられニツケル、水銀、ヨード、染料品中の一部は何れも稅率を加重せられたり、蓋し是等の物品は同年以來追年其輸入額を増加する傾向ありたりしに由るものとす。

金屬品に就きて云ひば鑄鐵は從來協定稅率を賦課したりしも新たに之を國定稅率に移すことゝせり。之れ蓋し露國內にもポーランド、南部ヲデツサ地方に製鐵事業頗に勃興するに至り爲に獨逸の對露鐵類の輸出は追年減少せんとする傾向ありしのみならず、就中鑄鐵の輸出は殆んど望少なかりしを以て獨逸も多く其利益に固執せざりしに依るものとす。而して鋼鐵、葉鐵、銅鐵器、食卓用金屬製品、農業及手工業用器具類も亦其稅率を引上げられ殊に機械類に至りては尤も多く增率せられ五割の加重を見たるさへあり、唯農業用機械のみは其稅率を從來の儘に据置きたりき。

紡績類に就きては粗精の程度に從て其種類を更らに細別し粗製品に對しては皮革類、木製品、絨製品、マヨリカ焼等も亦増率せられたりき。

要するに新協定稅率は九三年の戰鬪準備的稅法に比すれば稅率の輕減を見たること勿論なりと雖もこは元より一時の掛け引き手段に過ぎざりし所にして九年以前の協定條約に比すれば却て一般に稅率の加重を見たる次第なりき、然も獨逸は此協定なきに於ては將來何程更らに増稅せらるゝや計り知る可らざりしを以て多少の不利益を忍ぶも將來の十箇年に渡りて一定不變の稅率を其重要輸出品に向つて取得するを得策なりと思考したるや明白なり、況んや其協定の範圍たる九四年の夫れに比して遙かに廣大なりしに於てをや。

一方獨逸に在りても新協定率たる或は從來の稅率に比して加重せられたるものあり或は輕減せられたるものありて區々一定せず、即ち小麥、裸麥、燕麥、釀造用大麥は增稅せられ糧秣用大麥は減稅せられ、馬匹、家禽、牛飼は增稅せられ、豚は一週間

内に輸入せらる可き頭數に制限有りしか此制限を擴張し建築用木材、整滑油、芥子等は其稅率を据置き且つ徵稅罰則を改正し從來申告重量と實際重量との間に五分以上の相異ありし場合懲罰稅を課したるを改めて一割以上となし以て輸出者に便宜を與へ河川航行の船舶に對し國境通過の際稅金供託を必要としたるしを廢止し之に對して露國は課稅上に關し疑義を一掃するに必要な手段を講ず可き事を約し且つ獨逸商人に對し其猶太人たると基督教徒たるとを問はず職業證明書及旅行券下附手數料を一定することゝしたり。

露國は一九〇六年三月一日以來獨逸以外の諸國に對しても亦此新稅率を適用し且つ最惠國待遇を有する諸外國に對し獨逸との協定に依りて讓歩したる稅率に總て均霑せしめたるや云ふまでもなき所なり。

Zweig: Die Russische Handelspolitik. S. 51-57.

Deutsches Handels-Archiv: 1905 S. 199-239. (Zusatzvertrag zum Handels- und Schifffahrts-vertrage mit dem Deutschen Reich vom 10 Feb. 1894. vom 28 Jan. 1904. vom 15 July 1904).

十一 ウヰツチの失勢

近世露國の經濟政策を論述するに當り逸す可らずはウヰツチなり蓋し
Russian Colbert or Turgot, or Perhaps the two rolled into one.として知られたる此偉人が露國の政治上及財政上に最も重要な地位を占めたりしは云ふまでもなき所たるのみならず前述せる露國近世の關稅政策の如き亦實に彼の念頭に宿りたる獨得の主義方針に基きて畫策實施せられしものに外ならざればなり、彼は最初よりフリードリッヒ・リストの保護論に傾倒したるは明かにして一八八八年親ラリストの著述に論評を加へたる小冊行を刊行したる事さへあり要するに「各國民は自ら其富源の開發に從事せざる可らず、國家の產業を保護し箇人の利益に固執せずして國民經濟の發展を計らざる可らず」とは彼の信條とする所なりき、而して此前提達せず常に其原料品を精製して高價の貨物と變せしむることを會得せる他の國民の下風に立つを餘儀なからしめる可し、英國正統學派の議論とする或國家は自然に農業に適當するが故に永く他を顧みずして商業の發達したる國民の爲めに食糧品と原料品を供給す可きなりとの說の如きは牽強附會の甚しきものにし

て斯の如きは新進國をして常に英國の如き老成國の經濟的附庸たらしめんとするものに外ならず、されば露國をして産業を發達せしめ、國民の必要品を自給自足するに至らしめ以て經濟的に外國の桎梏を脱せしめざる可らずとは彼の主張にして其在職間を通して此主義の實現に努力したるものと云ふを得可し、而して如何に彼が其主義主張に熱心忠實なり。しかば彼に面接したる何人も感知したる所にして常に彼一流の學說と其實際的經驗とより幾多の材料を引き來りて談論倦む所なかりしなり。

以上の目的を達する手段としてウキッテは保護的關稅は最も有效にして且つ必要なりと信じたり、然も保護稅のみを以てしては尙ほ不充分なるを免れず、國內の產業を比較的短歲月の間に大に發達せしめんが爲めには何物よりも資本に俟つ所大なりとは彼の確信したる所にして最初は之を得るに急なる紙幣を増發して以て其用途に充てんことを企てたりしも前藏相ブンゲが露土戰爭當時に紙幣増發の結果物價騰貴となり金紙の間に多大の相違を生じ引きて外國貿易の上に惡影響を及ぼしたる其經驗より打算して紙幣増發に反對し却て金貨本位の採用

を主張するやウキッテは直ちに自説を棄て、ブンゲの主張に聽從するの決心をなせり、然れども此制度の確立に必要な正貨は如何にして之を蒐集す可きぞ、ブンゲの考の如く國內の產業を開發し其輸出を増加せしめ、以て自然に國內に資金の充實を期するは經濟の常道に相違なしと雖も然も此政策の成功を奏する爲めには多大の年月を必要とす可きや云ふ迄もなし、されば極めて實行の力に富めるウキッテは別種の方法に依りて必要な資金を得るの途を講じたりき、他なし、外國資本家を國內に誘致するの策即ち是れにして若し此策にして成功せんか金貨本位制度確立の爲めに必要な其資金と國內富源の開發と産業の發達とに必要な資本とは同時に國內に流入するに至る可しと信じたりき、此策一度び決定せずせしめたりしかば兼て露國が無盡藏の富源を有するに拘らず常に保護政策に依りて外國勢力の侵入を防害したりし事を知れる英佛獨蘭白諸國の資本家及び金融業者が藏相を訪ねて其計劃を開陳し、政府の同意を求めるとするもの引きも切

らざる有様なりき、ウヰツテは一々彼等を歓迎して露國に於ける産業の前途大に好望なるを説明し、殊に南部露西亞に於ける製鐵業の如き無限の其鐵礦を材料として將來最も有望なるに至る可く既設會社の事業を營みつゝあるもの無きに非らずと雖も到底國內の需要を充すに足らず、殊に政府は西比利亞鐵道を初め各地に新線路布設を急ぐ可ければ將來鐵の供給は何程増加するも過剰を告ぐるの恐れなく、從て其事業に利益を生ぜざるの理なき事を力説したりしかば益々外國資本家を喜ばすものありき、此結果外資は滔々として國內に流入し三年を出でずして製鐵會社の新設せらるゝもの八箇に及び其產額も倍加したるのみならず、政府の收入も亦逐年増加して金貨本位實施に必要なる資金は斯くて美事に政府の掌中に存するに至りしなり。

然も好景氣の頂上より直ちに反動期に移るは經濟界の常にして一八九九年に至り一方には生産過剩を生じて各製鐵會社間に盛なる競争を惹起し爲めに頗る其代價を下落せしむるに至りたるのみならず、政府の鐵道建設も豫期の如く進捗せしむる能はざる事情ありて爲めに政府の購入額を減少したりしより益々生産

業者を困難ならしめ、之に對して資金を供給したりし銀行業者の如き又大に警戒する所ありしかば、製鐵業は何れも多大の打撃を蒙り一時其事業を中止するの止むを得ざるに至りしもの頗る多く、ブリアンスク製鐵會社の如き毎年三割の配當をなし其株式は五百留を出でたりしもの半額以下に下落しマモントフの如き露帝國內最も強固なる基礎を有する金融團なりと稱せられしもの亦其支拂を停止せざる可らざるに至り、其他破産續出するの有様なりき。

茲に於てか一時金融界の人氣を一身に集めたりし、ウヰツテは忽ちにして衆怨の府たるに至りしは怪むに足らず。

而して此經濟的恐慌を惹起するに至りたる責任の一部は確かにウヰツテの負擔せざる可らざる所なる可く、又彼の喜んで負擔する所たるや論なしと雖も然も反對論者が彼を非難するが如く、彼の政策の全部に渡りて非難するが如きは思はざるの甚しきものと評せざるを得ず、蓋し彼の政策に依らずして露國近世産業上の發達は到底望む可らざりしのみならず、偶々生産過剩を來し代價の下落を來したるが如きは主として事業經營者其者の責任に歸せざる可らず、加之經濟社會の

常として必ず好景氣と不景氣若くは恐慌の交互に襲來するは免る可らざる道理なればなり、況んや彼が政府所用の物資を購入するに當つて必要の程度を越えて契約せざりしが如き將た出來得る限り廉價に之を購入せんと試みたるが如きは財政當局者として當然の態度と評するの外なく之が爲め偶々事業家をして競争の結果生產品價格の暴落を來すに至らしめしとて彼を攻撃するの理由極めて薄弱なるを感じずむば非らず。

されば一部の攻撃ありしに拘らず、ザーの信認は依然として彼の上に存したりしも然も九九年乃至一九〇〇年の恐慌以來殊に彼の反対主義が其活動を爲すに便宜を得つゝ有りしは疑ふ可らざる事實なりき、而して彼の政策に最も激烈なる反対を表し來りたるは經濟上に於ける農業黨と政治上に於ては内相 Pleite 氏に依りて代表せられたる保守主義者の一團なりき。

ウキッテの執政中に露國の製造工業に一新生面を開くに至りしこと今更ラ絮説を要せず、然も國民の大多數を占むる農民の利益は果して増進せらるゝに至りしや、將た彼が金貨制度を採用して兌換の基礎を鞏固ならしめ政府の歲入を激増

せしめたるは一點の疑を容れざる所なり、然れども之と共に農民は過大の負擔を課せられて連年疲弊を極め、其多數は耕耘用の牛馬をも所有せざる有様なるのみならず、其所有の土地を賣却し或は負債の擔保として其所有權を奪取せられ流離困憊を極むるもの漸く多きに至りしは爭ふ可らざる事實なりき、而して藏相ウキッテは敢て此事實を等閑視したるに非らず、或は徵稅手續きを改正し或は旅券稅を廢止するが如き手段を講せざりしに非らざりしも然も此種の區々たる方法を以てしても滔々たる大勢を如何せんや。人爲的手段に依りて飽くまで商工業を保護獎勵し、之が爲め少數の製造業者が巨富を集めつゝある其間に國民の九割を占むる農民は喰ふに食なく着るに衣なきの有様に陥りつゝ有るに非らずやとは當時農業黨の主張する所なりき。

更らに此等農業黨と其立場を異にすと雖も尙ほウキッテの政策に反対する保守的分子が露國の智識階級間に少なからざりしことを記憶せざる可らず、彼等は露國の富強を期せんが爲めには工業の發達と資本の活動とに俟つもの少なからざるを認めざるに非ず、然れども西歐諸國が既に經驗したるが如く少數の富豪と

極端なる貧民とを社會に作り階級的鬭爭を激甚ならしむるは決して喜ぶ可き現象に非ず、露國は寧ろ過去の歴史に於て國內に發達し來りたる地方村落組合若くは家内工業等を發達助成せしめて以て西歐諸國の陥りたる社會的缺陷を再演せしめる様注意するを要す、而して此目的の爲めには急激なる資本主義と商工政策とは寧ろ之を排せざる可らずとは彼等の主張なり。然も斯の如きは大勢を辨識せる議論にしてウヰツテは元より之に傾耳せんと欲せず Mackenzie Wallace 氏が其著露西亞中に指摘したるが如きは實に彼の態度なり。

He believes that there is only one road to national prosperity—the road by which Western Europe has travelled—and along this road he tried to drive his country as rapidly as possible. He threw himself, therefore, heart and soul into what his opponents call “Capitalism,” by raising state loans, organising banks and other credit institutions, encouraging the creation and extension of big factories, which must inevitably destroy home industry, and even—*horrible dictu!*—undermining the rural commune, and thereby adding to the ranks of the landless proletariat, in order to increase the amount of chief labour for the benefit of the Capitalists.

更に政治上に於けるウヰツテの政策に對する反對者は内相プレーブ其人にして彼は永く警視總監の地位に在り、且つ内相としての其職責上何物よりも急進

主義を恐怖したりしは言を俟たず、殊にザーの一身上に關し特別の注意を傾注しつゝ、有りしは怪むに足らざる所なるに、商工主義に傾きたる藏相は動もすれば餘りに自由思想に流れ爲めに勞働運動、危險思想の傳播等に機會を與ふる嫌なあに非ずと見て取りしは無理もなき次第なりしと云はざるを得ず、殊に極端なるウヰツテの反對者中には或はウヰツテの推薦にかかる大學教授が著名の社會主義者なりしと稱し、或はウヰツテの特に保護したりし農民銀行は貴族及び大地主の廢減を期するものなり等と聲言して極力彼を政治的に葬り去らんと務めたりしかば貴族地主、官僚主義者、農業黨等の同盟に由り流石の巨人も一九〇三年藏相の地位より内閣議長の閑職に移されたりき、然も彼の世界的名聲と露國政治家中に有りて比較的自由思想に富めるとは日露戰爭の終局に際し再び露帝をして彼を用ゆるの最善なるを感せしめしが果然彼や米國に於て巧みに米人の同情を博するに於て成效したりしなり。

露國の關稅政策は一九〇六年以來殆んど多く變更を見ず、蓋し前述せるが如く獨露通商條約は一九一七年を以て其滿期となしたればなり、然も此期限至らざる

に先ちて今回の大戦争に遭遇するに至りしかば爾來露國內に於て此戦争に鑑みて將來の其經濟政策を變更せざる可らずとの議論極めて多し、而して過般巴里に開かれたる經濟會議の如き露國も亦熱心なる賛成者にして戦争終結後に其關稅政策の上に幾多の變更を見るに至る可しと思考せらるゝもの無きに非ず、余は最初既に現はれたる此等意見の二三に付論評せんとする考なりしも餘りに長きに渡るの嫌あれば更らに他日を期し茲に擱筆することとせり。

M. Wallace: Russia, vol. II.

The Times: Russian Supplement.

所得を中心とする經濟理論の結構 (二完)

(營利と享樂)

小 泉 信 三

五

享樂の爲めに所得を投する場合に於ても個々享樂財の獲得に要する費用は客觀的事實なる價格形成に依て定めらる。或種類の夏帽子一個の代價金二圓なりとせよ。其種類の夏帽子が其市場に於て二圓にて賣らると云ふ事は何人にも共通の客觀的事實なり。たゞ二圓を投じて買ふ可き帽子が幾許の便宜快樂を與ふるや及び二圓なる費用が其人に取りて如何なる意味を有するかに至ては全然主觀的の問題にして人に依て同じからず。或人は之を買ふ事に依て多大の便益を得、二圓なる價格は甚だ廉なりと感ず可く、又他の人は二圓は甚だ廉ならず、又甚だ不廉ならずと感じ、買ふも可、買はざるも不可なしと云ふが如き冷淡なる心理狀態にある可